

未公開 裁決事例紹介

非上場株評価の株特外しに 評価通達6項適用裁決

租税負担軽減の意図などを認め課税処分を支持



○非上場株式の評価における「株特外し」に対して評価通達6項を適用した課税処分の適法性が争われた裁決（令和7年5月28日・高裁（諸）令6第13号）。審判所は、株特外しにより租税負担が著しく軽減されたこと及び相続人らが租税負担の軽減の意図を有していたことを認定したうえで、本件において評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは実質的な租税負担の公平に反するというべきであり、合理的な理由があると認められるから平等原則に違反するということとはできないと判断したうえで課税処分は適法であると結論付けた（本誌1111号4頁参照）。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

基礎事実等

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人らが、被相続人から相続時精算課税に係る贈与により取得した取引相場のない株式の価額について、財産評価基本通達の定める方法により評価し、その価額を相続税の課税価格に加算し、相続税の申告をしたところ、原処分庁が、財産評価基本通達の定めによって当該株式を評価することが著しく不適当

であるとして、国税庁長官の指示を受けて評価した価額により相続税の更正処分等をしたのに対し、審査請求人らが、原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令等（省略）

(3) 基礎事実及び審査請求に至る経緯

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ ×××（以下「×××」という。）は、不動産の売買及び仲介等並びに有価証券の保有及び運用等を目的として、×××に設立された法人であり、取締役会非設置会社である。

そして、×××の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度（以下「平成23年3月期」といい、他の事業年度についても同様に表記する。）ないし平成28年3月期の役員は、被相続人×××（以下「本件被相続人」という。）、本件被相続人の配偶者及び本件被相続人の長男である審査請求人×××（以下「請求人×××」という。）である。

ロ 本件被相続人は、×××の平成23年3月期ないし平成28年3月期において、×××の株式全体の95%（190株）を保有しており、残りの5%（10株）については、平成23年3月期ないし平成27年3月期において本件被相続人の配偶者が、平成28年3月期において×××が、それぞれ保有していた。

ハ 平成23年3月期における×××の「貸借対